

入札の基礎知識

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

【入札のしくみ】

設計図書に基づいて、事前に組合が定めた予定価格（契約金額の上限）と最低制限価格（契約金額の下限）の範囲の中で、最低価格の入札を行ったものが落札者（契約の相手方）となります。

例：設計額 101、予定価格 100、最低制限価格 70 の場合

110 × A社入札額	※予定価格を超えている（落札範囲外）
101 （設計額）	
100 （予定価格）	
90 ○ B社入札額	※落札範囲内だが、最低価格ではない
80 ◎ C社入札額	※落札範囲内で、最低価格（落札者）
70 （最低制限価格）	
65 × D社入札額	※最低制限価格以下（落札範囲外）

【契約の種類】

地方公共団体（県・市町村・一部事務組合等）が締結する建設工事や業務委託などの契約は、公正かつ適正な方法により確実な履行を確保するため、その手続は地方自治法の規定により、次の3つの方法の中から最も適切な方法で行うこととされています。

①一般競争入札

不特定多数の参加者によって自由に競争する方式です。

②指名競争入札

工事の規模や内容に応じて、業者の経営規模や履行実績等を参考に、あらかじめ入札に参加できる業者を選定・指名して、指名された者だけが入札に参加できる方式です。

③随意契約

少額の契約をするときや災害復旧の応急工事のように緊急性のあるとき、又は特定の業者しかできない業務等を発注するときなど、地方自治法に定める一定の条件の中だけで適用できる方式です。

【議会の議決を必要とする契約】

条例により、1件の契約の予定価格が1億5000万円以上の契約については、入札等により決定した契約の予定者と「仮契約」を締結し、組合議会の議決を経て、本契約となります。

【入札の用語】

・入札

受注希望者が「受注希望価格」を「入札書」に記載の上、封書にして組合に提出します。組合は、提出された「入札書」を入札者立会のもとで開封・発表し、その場で最低価格の入札書を提出した者を落札者（契約の相手方）として決定します。

・予定価格

落札者の決定に当たり基準となる金額です、設計額を基準に事前に定めた契約の上限金額をいいます。

・最低制限価格

落札者の決定に当たり基準となる金額で、事前に定めた契約の下限金額をいいます。組合では、設計金額130万円以上の建設工事に設定しています。

・落札

入札によって、予定価格以内（かつ最低制限価格以内）の入札をした者のうち、最低価格で入札した者の入札をいいます。落札をした者は、契約の相手方となります。

【契約情報の公開】

組合では、入札・契約制度の改革の一環として、談合等の不正行為を防止し、透明性・客観性・競争性の向上を図るとともに、市民の皆さんにも入札・契約についての情報公開を進めています。

①入札予定の公表

②入札結果の公表

③競争入札参加資格者名簿の公表

④入札会場の公開（傍聴）

⑤入札設計額等の事前公表

入札・契約制度について不明な点は、下記までお問合せください。

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課 総務担当

電話 049-283-2051

ホームページ <http://www.stgesui.or.jp>